

違法命令短時間 20時

都知事の過失は認めず

東京地裁、飲食店訴訟で初判断

昨年三月、新型コロナウイルス 法の目的に照らして不合理と言え
対応の改正特別措置法に基づく営 ず、営業の自由は侵害していな
業時間短縮命令を受けた飲食チェ い」と合憲とした。

ーン「グローバルダイニング」 新型コロナ対策の時短命令を巡
が、東京都の命令は違憲だとして る司法判断は初めて。

損害賠償を求めた訴訟の判決で、 訴状によると、二回目の緊急事
東京地裁（松田典浩裁判長）は十 態宣言の期間中だった昨年三月十
六日、命令は発出要件の「特に必 八日、時短要請に応じていなかっ
要がある」場合とは認めず、違法 た二十七店舗に午後八時以降の営
とした。知事の過失責任は否定 業停止を命令。うち二十六店舗が
し、賠償請求は棄却した。 グローバル社の経営で、命令を受
命令の違憲性については「特措 けて時短営業に切り替えた。